車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 10 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年７月 18 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
近畿自動車道敦賀線	福井県小浜市府中40号丸掛25番１から 福井県敦賀市高野89号南姥ヶ谷７番２まで

２．指定する期日
平成26年７月20日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

近畿自動車道敦賀線福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野までの工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第 26 号

標記高速自動車国道の工事の一部が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年７月 18 日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路　線　名　近畿自動車道敦賀線
区　　間　福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで
工事の種類　新設工事
工事一部完了日　平成26年７月19日

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年７月 18 日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道敦賀線（小浜ＩＣ）	福井県小浜市府中	改築工事	平成26年７月19日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 26 年阪神高速公告第 17 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成26年７月19日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年７月 18 日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　倶和

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑷⑥イ中「ＧＷ」を「ＳＵＭＭＥＲ」に改め、同イｂ(a)中「記ｃ(a)」を「記ｃ」に改め、同ｂ(b)中「記ｃ(b)」を「記ｃ」に改め、同イｃ(a)及び(b)を削り、同ｃに次のように加える。
平成26年７月19日から平成26年８月31日までの間における土曜日、日曜日及び祝日

２．記Ⅰ〔３〕２中「なお、下表⑵の項については、平成25年５月25日までとする。」を削り、同２の表⑵の項を削り、⑶の項を⑵の項とし、同表⑷の項中「中之島西出入口」を「中之島西出口」に改め、同表同項を⑶の項とし、⑸の項を⑷の項とする。

生命保険契約者保護機構平成25年度決算に関する公告

平成 26 年７月 18 日　　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号新国際ビル９階
生命保険契約者保護機構
理事長　甲斐中辰夫

一般勘定　財産目録

（平成26年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部			負債の部		
科目	摘要	金額	科目	摘要	金額
（流動資産）		4,057,240	（流動負債）		623,019
現金・預金	普通預金	4,057,240	未払金	未払経費（社会保険料等）	133,318